

公認形審査員規程

(目的)

第1条 この規程は、公益財団法人全日本柔道連盟（以下「本連盟」という。）の公認形審査員（以下「審査員」という。）の制度を定め、形審査員の養成とその資質の向上を図ることを目的とする。

(審査員の名称および資格)

第2条 審査員の名称および資格は、次の各号に掲げるとおりとし、全柔連がこれを認定する。

- (1) 審査員（投の形）
- (2) 審査員（固の形）
- (3) 審査員（極の形）
- (4) 審査員（柔の形）
- (5) 審査員（講道館護身術）
- (6) 審査員（五の形）
- (7) 審査員（古式の形）

(管轄)

第3条 前条の審査員の管轄については、本連盟が行う。

(審査員資格の停止、喪失、有効要件)

第4条 審査員が、次の各号の一に該当する場合は、教育普及・MIND 委員会形部会は審査員の資格を停止し、または喪失させるものとする。

- ① 特別の理由なく4年間の審査員活動に携わらないとき
 - ② 審査員としての義務を怠ったとき
 - ③ 審査員として相応しくない言動をとったとき
 - ④ その他審査員として不適格と認めるとき
2. 審査員資格は、以下の要件が全て満たされているときに有効となる。また、一旦有効となった資格でも要件を一つでも欠いたときは有効でなくなる。
- (1) 審査員資格が認定され、有効期間内にあること。
 - (2) 本連盟会員登録をしていること（休会員登録を除く）。
 - (3) 審査員資格登録をしていること。
 - (4) 審査員資格が停止されていないこと。

(審査員資格の有効期間)

第5条 審査員資格の有効期間は、資格の認定を受けた日から、その4年後応当日の直後に到来する3月31日までとする。

2. 本連盟は、審査のうえ有効期間を4年間更新することができる。

(審査員の義務等)

第6条 審査員は、本連盟登録と合わせて審査員登録を毎年更新するものとする。

2. 審査員は特別な理由がない限り審査員活動に携わるよう努めなければならない。
3. 審査員は本連盟が主催する審査員研修会に出席しなければならない。

4. 審査員は各種の大会における自らの審査員活動について、本連盟に届け出なければならない。
5. 審査員の服装は、別に定める。

(審査員資格の再有効化)

第7条 審査員資格が有効でなくなったときは、以下の要件を満たすことにより資格が再び有効となる。

- (1) 更新しないまま有効期間を徒過したとき。→更新の要件を満たす
- (2) 会員登録、資格登録を怠ったとき。→登録する
- (3) 資格が停止されたとき。→停止期間が満了し、条件（もしあれば）を満たす

(休会員の取り扱い)

第8条 本連盟登録規程第4条5項に定めるところにより、審査員が個人会員登録の休会を認められた場合、審査員資格も同時に有効でなくなる。また、休会員が個人登録を再開するとき、有効でなくなっていた審査員資格も同時に有効となる。

(試験)

第9条 審査員に関する試験は、別記1に定める。

(費用)

第10条 審査員に関する試験の受験料、登録費（更新を含む）、研修会費は別記2のとおりとし、その都度納付するものとする。

別記1 受験資格

- (1) 地区柔連の形審査員資格を有する者、全柔連が特に認めた者。
- (2) 段位は六段（女子においては四段）以上を有する者。
- (3) 年齢40歳以上の者。

試験は、実技（演技）、理論（筆記）、審査（採点）により、形ごとに行う。

別記2 費用

項目	金額	備考
受験料	2,000円	1回につき
登録費	1,000円	毎年
研修会費	3,000円	更新時

附則

1. この規程は、平成24年4月1日から施行する。
2. この規程は、平成30年12月10日から改正して施行する。